

石巻市かもめ学園指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年石巻市条例第321号。以下「手続条例」という。）及び石巻市かもめ学園条例（平成17年石巻市条例第141号。以下「施設条例」という。）に基づき、公の施設である石巻市かもめ学園の管理運営を行うことができる指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定施設

- (1) 名 称 石巻市かもめ学園（以下「本施設」という。）
- (2) 所在地 石巻市向陽町三丁目10番7号

2 指定施設の概要

(1) 設置目的

本施設は、心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、これら児童の療育に資するとともに、児童の健全な育成等に資することを目的としています。

(2) 設置（開設）年月日 昭和48年7月

(3) 建物概要 木造平屋建て

敷地面積 2,478.68㎡ 建築面積 801.28㎡

建築延べ床面積 665.45㎡

(4) 施設概要 訓練室・事務室・保育室・談話室・活動室・指導室・相談室・授乳室

番号	建物用途	構造	建築面積	延べ床面積	室名
①	心身障害児通園施設	木造	506.90㎡	383.40㎡	訓練室・事務室・ 保育室・談話室
②	児童支援施設 (平成20年建設)	木造	224.72㎡	220.54㎡	活動室・指導室・ 相談室・授乳室
③	物 置	木造	14.91㎡	14.91㎡	
④	車 庫	S造	54.75㎡	46.60㎡	
合計			801.28㎡	665.45㎡	

(5) 運営に係る事項

令和6年度〔延べ利用者数〕（定員）

- ア 児童発達支援事業（未就学児）〔1,241人〕（6人）
- イ 放課後等デイサービス事業（就学児）〔898人〕（4人）
- ウ 保育所等訪問支援〔60人〕
- エ 障害児相談支援事業〔73人〕
- オ 障害児日中一時支援サービス事業〔73人〕（7人）

令和6年度の運営実績（収支決算書、利用料金収入の実績（児童発達支援事業・一時支援サービス分））については、別表1及び別表2に掲載しています。

なお、別表1及び別表2の取扱いについては、別紙2「石巻市かもめ学園指定管理者募集に係る資料の配布について」を確認してください。

3 申請することができる団体の資格

指定管理者に申請することができる者は、石巻市内に本店、支店、事務所等を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であることとします。ただし、申請しようとする団体が、次のいずれかに該当する場合は、申請資格を有しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更生手続を開始しているもの
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納しているもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるもの
- (6) 事業を実施するに当たり、必要となる人員を確保できない団体

4 申請を受け付ける期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月22日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。

(1) 申請時間

持参の場合は、午前9時から午後4時まで

ただし、最終日は午前9時から正午までとします。

(2) 申請場所

石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部障害福祉課

(3) 申請方法

申請場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）するものとします。

郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しないものとします。

(4) 申請書提出部数

原本 1 部

5 申請に必要な書類

申請に当たっては、指定管理者指定申請書（規則様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、提出期間内に提出ください。

No.	書類	備考
1	事業計画書	様式第 2 号 指定期間内各年度分
2	定款又は寄附行為の写し	法人以外の団体は会則及び代表者の戸籍の身分証明書（原本）
3	登記事項証明書（原本）	
4	貸借対照表	前事業年度分
5	損益計算書	
6	財産目録	
7	国税及び地方税納税証明書（原本）	消費税及び地方税について未納税額がないことの証明
8	労働保険料納付済証明書	
9	社会保険加入届の控え又は確認通知書、源泉徴収簿又は給与台帳の写し	
10	役員名簿	様式第 5 号
11	グループ構成員届出書	様式第 6 号
12	施設を運営するに当たり必要となる資格又は免許を有していることを証する書類の写し	写し可
13	職員配置表	様式第 10 号

（備考）

- ・事業計画書の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ・証明書類は、証明年月日が申請書提出時の 3 か月以内のものに限ります。

6 市が行うべき管理の費用に関する事項

(1) 指定管理料及び支払時期

本施設の管理に要する経費は、指定管理者への管理代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金収入によって賄うこととします。

指定期間における指定管理料は総額 49,000,000 円（税込）を上限とします。

なお、市が支払う指定管理料及び支払時期は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく提示額を基準に毎年度の予算範囲内で市と指定管理者が協議を行い、決定します。

(2) 指定管理料の支払方法

市は、指定管理者から指定管理料の請求を受けてから 30 日以内に指定の口座へ振り込むものとします。

(3) 指定管理料の額の変更方法

指定管理料の総額及び各年度の指定管理料は、提出書類（事業計画書等）を基に指定管理者と協議を行って決定することとします。

(4) 指定管理料の精算の要件

原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったことにより発生した余剰金については、精算の対象となります。

(5) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、1 施設につき 1 口座を原則とし、専用の口座で収支を管理することとします。

7 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開園時間

施設条例第 3 条第 1 項の規定により午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとします。

(2) 休園日

施設条例第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定で定める日とします。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるように配慮するとともに、本施設の管理運営上知り得た情報を漏らし、管理運営以外の目的に使用することはできません。

(4) 情報公開

石巻市情報公開条例（平成 17 年石巻市条例第 14 号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めるものとします。

(5) 行政手続の取扱い

石巻市行政手続条例（平成 17 年石巻市条例第 17 号）の規定を遵守し、行政運営における公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に努めるものとします。

(6) 関係法令等遵守

条例その他関係法令等を遵守して管理運営を行うこととします。

8 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設条例第 2 条第 2 項及び石巻市かもめ学園条例施行規則（平成 20 年石巻市規則第 26 号）第 5 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 利用の許可、その取消し、その他本施設の利用に関すること。

(3) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(4) 本施設の施設及び附属施設の維持管理に関すること。

(5) その他本施設の管理運営に関すること。

なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

(6) 災害発生時の対応に関すること。

災害等の発生時には、最寄りの指定避難所又は指定緊急避難場所への避難誘導を実施すること。

9 指定施設の利用に係る料金に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

本施設については、利用料金制度を適用します。利用料金は指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の金額

利用料金は、施設条例第4条第4項、第5項、第6項及び第7項に定める額とします。

10 指定管理者に指定しようとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

11 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、リスク分担表（別紙4）のとおりです。ただし、同表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

12 指定管理者モニタリング

市は、本施設の管理運営が協定に従い、適正かつ確実にサービス提供がされているかどうか、また指定管理者がサービスを安定的に提供することが可能な財務状況であるかなどを確認、評価します。詳細は、仕様書を参照してください。

13 事業報告書の提出

手続条例第7条により、毎年度終了後2か月以内に、本施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出します。

14 選定方法

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、本施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画書等の内容や適性を審査する書類審査、申請団体からプレゼンテーションによる提案を受け、ヒアリングを行い、実現可能性を審査する面接審査を実施します。

審査終了後、総合計得点が最も高く、かつ、基準点（候補者になり得るための最低点をいう。）を満たす申請団体を候補者として選定します。

1 5 選定委員会

選定委員会の委員は8人以内とし、学識経験者等で構成します。

1 6 選定基準

候補者の選定基準は、次表のとおりです。

No.	選定基準	評価項目	配点
1	平等利用の確保	施設の設置目的の理解度	5 点
2	サービスの向上性	管理運営に対する意欲	1 5 点
		提供サービスの水準	
3	施設の効用発揮	施設維持管理の水準	2 0 点
		地域や市民に対する貢献度	
4	経費の縮減効果	コストの削減・節約意識	3 5 点
		提案価格の評価	
5	運営の安定性	運営体制	1 5 点
		事業の遂行力	
		事業計画の実現性	
		法令遵守	
6	その他	災害、リスク等の対策	1 0 点
		運営の透明性	

1 7 選定結果

選定結果は、全ての申請団体に通知するとともに、石巻市ホームページにより公表します。なお、選定結果に関する問合せには応じませんので、了承願います。

1 8 再選定

選定結果の通知後、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となった場合や著しく不適当と認められる事情が生じた場合において、候補者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わないものとします。

1 9 選定後の手続

(1) 指定管理者の指定

選定された候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(2) 協定書の締結

市議会の議決により指定を受けた後は、市と協議を行い、指定管理業務の実施に関する包括的な事項を定める基本協定の締結を行います。

また、各年度の指定管理料や業務内容を定める年度協定は、毎年度4月1日付けで締結を行います。

20 施設の視察及び説明会の開催

本施設の視察及び申請方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加を希望する場合は、施設の視察及び説明会参加申込書（様式第7号）を次の(3)～(5)により提出してください。なお、参加人数は、1団体につき2人までとします。

(1) 開催日時

令和7年8月6日（水） 午前10時から1時間程度

(2) 開催場所

石巻市かもめ学園

(3) 提出期限

令和7年8月4日（月）まで

(4) 提出先

石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部障害福祉課

電話：0225-95-1111（内線2477）

FAX：0225-22-6610

E-mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

(5) 提出方法

ファクシミリ又は電子メール

21 募集要項等に関する質問受付及び回答方法

募集要項等について質問がある場合には、質問書（様式第8号）を次の要領で提出してください。

(1) 質問受付期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月8日（金）まで

ただし、直接持参の場合は、休日を除きます。

(2) 質問受付時間

直接持参の場合：午前9時から午後4時まで

ファクシミリ及び電子メールの場合：最終日午後3時必着

(3) 質問提出先

石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部障害福祉課企画管理係

電話：0225-95-1111（内線2477）

FAX：0225-22-6610

E-mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問書提出方法

直接持参又はファクシミリ

(5) 質問に対する回答

令和7年8月中旬にファクシミリ又は電子メールにて回答するものとします。

2.2 公募のスケジュール

日 程	内 容
令和7年7月25日～令和7年8月22日	募集要項の配付
令和7年8月6日	施設の視察及び説明会
令和7年7月25日～令和7年8月8日	質問の受付
令和7年8月中旬	質問の回答
令和7年7月25日～令和7年8月22日	申請書類の受付期間
令和7年8月27日（予定）	選定委員会の開催（書類審査・面接審査）
令和7年9月上旬	選定結果の通知及び公表
令和8年1月	指定管理者の指定
令和8年3月	協定の締結
令和8年1月～3月	事務引継及び準備等
令和8年4月1日	管理運営開始

2.3 募集要項の配付

申請に当たっては、必ずこの募集要項を確認してください。

(1) 配付期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月22日（金）まで
ただし、休日を除きます。

(2) 配付時間

午前9時から午後4時まで（窓口配付の場合）

(3) 配付方法

ア 窓口配付 石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部障害福祉課

イ 石巻市ホームページよりダウンロード

石巻市トップページ

事業者の方へ＞入札・契約＞発注情報＞指定管理者関係＞募集

(4) 費用

無料

2.4 申請に当たっての留意事項

(1) 費用負担

申請に関し必要な費用は、申請団体の負担とします。

(2) 申請書類の追加

選定審査に関し、追加書類を求めることがあります。

(3) 申請書類の変更

提出後の内容変更はできません。

(4) 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。また、石巻市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、公開することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると思われる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出るようお願いします。

(5) 申請書類の著作権

著作権は申請団体に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合、その他市長が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で公表し、又は使用できるものとします。

(6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を提出してください。

(7) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は失格とします。

(8) 宮城県警察への役員名簿の提供

団体が暴力団又はその構成員等の統制下でないことを確認するため、提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

2 5 問合せ

石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部障害福祉課企画管理係

電 話：0225-95-1111（内線2477）

FAX：0225-22-6610

E-mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp